

## 掛川市公告

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項第 3 号の地籍調査の作業のうち、地籍調査作業規定準則（昭和 32 年総理府令第 71 号。以下「省令」という。）第 30 条 4 項の規定により筆界案を作成したので、次のとおり公告する。

令和 5 年 6 月 21 日

掛川市長 久保田 崇

### 1 対象の土地

#### (1) 地番

掛川市本郷 1104-3（本郷 1 工区）

#### (2) 地目

宅地

### 2 筆界案の確認

#### (1) 場所

掛川市総務部資産経営課（地籍調査係）

掛川市長谷一丁目 1 番地の 1 掛川市役所 4 階

#### (2) 期間

令和 5 年 6 月 23 日（金）から令和 5 年 7 月 13 日（木）まで

#### (3) 時間

午前 9 時から午後 4 時まで

#### (4) 筆界案を確認することができる者

当該所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人

### 3 意見の申出

#### (1) 申出期間

筆界案の確認期間と同じ

#### (2) 申出方法等

書面による（印象を持参すること。なお、申出用紙は、閲覧場所にて交付する。）

(3) 申出期間内に申出がないときは、省令第 30 条 4 項の規定により、同条第 1 項の確認を得ずに調査を行う。